

会計別決算

国民健康保険や介護保険などの特別会計を合わせた全会計で、実質収支は約18億9,100万円の黒字を確保しました。

令和4年度 会計別決算

(単位:百万円、△はマイナス)

会計	区分	歳入(A)	歳出(B)	差引(C) (A) - (B)	繰越額(D)	実質収支① (C) - (D)	前年度 実質収支②	単年度収支 ①-②
一般会計		106,698	105,430	1,268	127	1,141	1,135	6
国民健康保険特別会計		25,848	25,532	316	0	316	471	△155
介護保険特別会計		22,730	22,516	214	0	214	152	62
後期高齢者医療特別会計		4,239	4,025	214	0	214	192	22
公共用地先行取得事業特別会計		0	0	0	0	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計		46	40	6	0	6	6	0
合計		159,561	157,543	2,018	127	1,891	1,956	△65

令和4年度 公営企業会計決算

(単位:百万円、△はマイナス)

会計	区分	収入	支出	差引
水道事業	収益的収支	3,840	3,486	354
	資本的収支	680	1,967	△1,287
下水道事業	収益的収支	5,355	4,963	392
	資本的収支	4,968	7,720	△2,752

※①収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みです。②資本的収支不足額は内部に留保した資金(減価償却費)などで補てんします。

水道・下水道事業会計も黒字

水道・下水道事業は市が経営している企業の扱いとなるため、公営企業会計として算出しています。

- 収益的収支…水道水を供給する又は下水を処理するための収入と支出。
- 資本的収支…水道及び下水道施設の整備や更新のための収入と支出。

実施した主な事業

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生活支援策としての小・中学校の給食費無償化及び食材費緊急支援や水道料金(基本料金)の免除をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだほか、小中一貫校や対馬江大利線の整備、京阪本線連続立体交差事業などに取り組んできました。



4月からの「おいしい給食」を届ける新しい提供方式に加え、8月からは中学校給食の無償化を市独自の事業として実施!

中学校給食



小中一貫校

世界的建築家・隈研吾氏が設計監修した「市立望が丘小学校・中学校」。開校に向け、整備を進めています。



工事中の対馬江大利線

「交通量が多いのに幅が狭く、歩道がない」危険な状況を解消するための工事!令和6年度中に完成予定です。

令和4年度決算・5年度上半期財政状況

HP 4437 問 一般会計・特別会計…財政課(☎825・2041)、公営企業会計…経営総務課(☎825・2247)

全ての会計で実質収支の黒字を確保

国からの交付金などを活用して新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、基金への計画的な積み立てや地方債の発行抑制など、将来を見据えた取り組みを積極的に進めました。

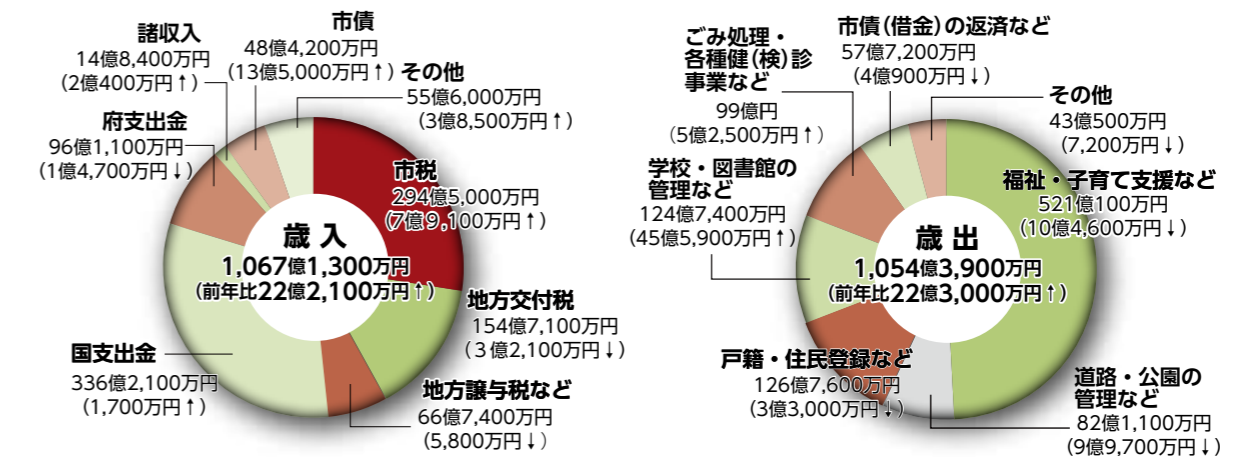
※普通会計…都道府県や市町村の財政状況を比較して把握するための区分で、市では「一般会計」と「公共用地先行取得事業特別会計」「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」を合わせた会計。

普通会計の決算状況

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金などの新型コロナウイルス感染症対策に関する経費などにより、歳入約1,067億1,300万円、歳出約1,054億3,900万円となりました。

歳入歳出の差引額から令和5年度に繰り越した財源(1億3,300万円)を除き、実質収支は約11億4,100万円の黒字、単年度収支は約600万円の黒字となりました。

◆ 令和4年度 普通会計決算の状況 ◆



実質収支…過去からの累積収支で、決算における歳入歳出差引額(形式収支)から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものです。

単年度収支…年度ごとの収支で、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

市民1人当たりに使われたお金



2 新型コロナワクチン接種情報

☎ 21243 市新型コロナワクチンコールセンター (☎825・2007、FAX820・2088)

①コールセンターの受付は平日午前9時～午後5時30分(12月29日～1月3日を除く)②通話料がかかります③番号のかけ間違いのないよう十分に注意してください④午前9時～10時は電話が集中してつながりにくいことがあります。つながらないときは、少し時間をあけて電話してください。

このページの内容は11月15日時点の情報です。最新情報は市ホームページをご覧ください。



接種を受けられる期間は令和6年3月31日までです。

接種を希望する人は、接種券を用意のうえ接種を希望する医療機関に電話などで直接予約してください。市コールセンターでの接種予約はできません。

注意

令和5年秋開始接種は1人1回です。すでに接種済みの人が、追加で接種を受けることはできません。

※令和6年4月1日以降の接種については現在国で検討中のため通知があり次第、「広報ねがわ」などでお知らせします。4月1日以降は法律に基づく臨時接種の対象外となるため、接種費用の個人負担などが発生する可能性があります。

乳幼児接種(生後6か月～4歳)について

モデルナ社製ワクチンも初回接種に使用できるようになりました。

ワクチンの種類によって、初回接種の完了に必要な期間が異なりますので、接種を希望する場合は右の表を参考に早めの接種を検討してください。

ワクチンの種類	初回接種完了に必要な期間	接種回数
ファイザー社製	11週間	3回
モデルナ社製	4週間	2回

3 12月1日～31日は歳末地域安全運動期間

☎ 監察課 (☎812・2246)

市民の皆さんと市防犯協会などが一つになって、犯罪のない安全で安心な、明るく住みよい地域社会を実現するために行います。

期間中は夜間一斉街頭防犯活動、歳末夜警などを行い、防犯への啓発を図ります。

夜間防犯パトロールの実施

☎ 4055

子どもをはじめとした市民を犯罪から守るため、地域の夜間一斉街頭防犯活動に加えて、犯罪が発生しやすい時間帯に子どもへの声かけなどのパトロールを行います。

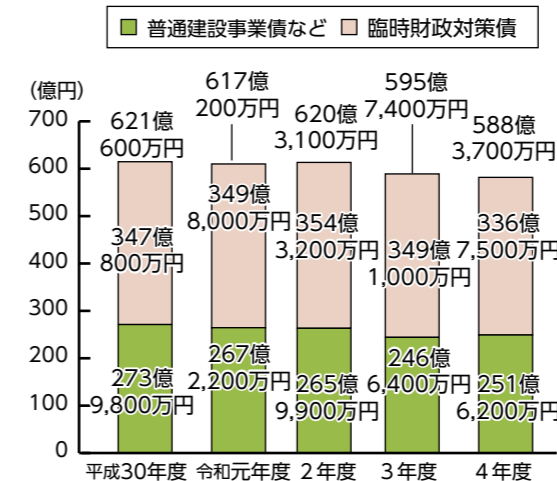
日時 **12月1日～1月6日**

午後8時～午前1時

内容 青色回転灯を装着した車両2台で巡回



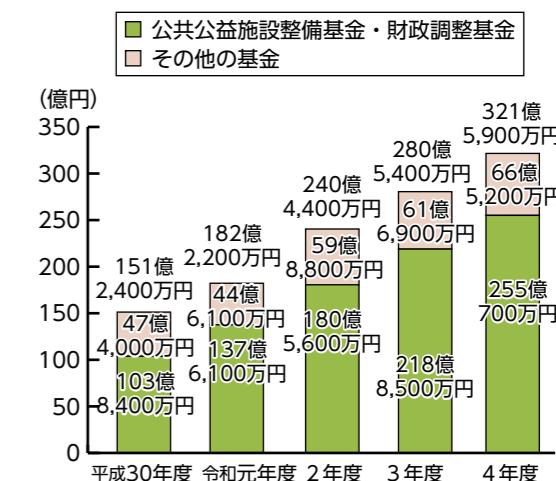
市債(借金)



地方債現在高(普通会計)

小中一貫校や街路事業など都市基盤の整備を推進するための財源として、地方債を借り入れています。令和4年度末は約588億3,700万円と、前年度と比較し、約7億3,700万円減少しています。また、臨時財政対策債を除く普通建設事業債などについては、前年度と比較し、約4億9,800万円増加しています。

基金(貯金)



基金現在高(普通会計)

基金は特定の目的を達成するために積み立て、その事業の推進のための財源として活用しています。令和4年度末の基金現在高は約321億5,900万円と、前年度と比較し、約41億500万円増加しています。今後も、それぞれの目的にそって、事業推進の貴重な財源として活用していきます。

令和5年度 財政状況

☎ 21820

令和5年9月30日現在の財政状況(予算執行状況、財産・市債及び一時借入金の現在高)は表1・2のとおりです。一般会計と5つの特別会計の予算執行状況は、歳入が44.0%、歳出が39.9%です。

表1 令和5年度予算執行状況(令和5年9月30日現在)
(単位:百万円)

区分	収入		支出		執行率(%)
	予算現額A	収入済額B(歳入)	予算現額C	執行済額D(歳出)	
一般会計	106,725	46,335	42,948	40.2	40.2
特別会計					
国民健康保険	25,060	10,853	10,010	39.9	39.9
介護保険	24,237	11,936	9,875	40.7	40.7
後期高齢者療養	4,392	1,431	1,156	26.3	26.3
公共用地先行取得事業	101	0	0	0.0	0.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	54	18	15	27.8	27.8
合計	160,569	70,573	64,004	39.9	39.9

表2 財産・市債及び一時借入金の現在高(令和5年9月30日現在)
(単位:百万円)

財産(公営企業分除く)		
	土地	建物
	1,400,190㎡	432,758㎡
	基金	35,196

会計	市債	一時借入金
一般会計	56,357	—
特別会計	—	—
水道事業会計	9,453	—
下水道事業会計	39,388	—

※一時借入金とは、収入時期と支払時期の差による一時的な現金不足を解消するため、短期で借り入れる借入金のことです。

区分	収入			支出		
	予算現額A	執行額B	執行率(%) B/A	予算現額C	執行額D	執行率(%) D/C
公営企業会計						
水道事業	4,065	1,988	48.9	3,956	1,186	30.0
資本的収支	762	0	0.0	1,809	724	40.0
下水道事業	5,916	2,806	47.4	5,615	1,109	19.8
資本的収支	4,796	1,325	27.6	8,076	2,003	24.8

※予算現額には、令和4年度からの繰越明許費などを含みます。

4

令和6年度から国民健康保険料はどうなる？

国民健康保険運営方針（素案）が公表

☎ 市民サービス部国民健康保険担当 (☎813・1182)

府は、令和6年度以降の「大阪府国民健康保険運営方針（素案）」を公表しました。

この方針による市が受ける主な影響は次のとおりです。

保険料の新しい方針？
どうなるの？



影響 その①

これまで行ってきた、市独自の保険料の引き下げや減免ができなくなります。

➡ **保険料が高くなる可能性大！**



影響 その②

府内の統一保険料を安くするため、市から府への納付金が増額となります。また、府から市への交付金が減額されます。

➡ **市の財政への負担がアップ！**



**市は府に意見を
提出しました！**

主な意見内容

- ➡ 府内の統一保険料を引き下げ
- ➡ 保険料減免の柔軟な対応と拡充

府はこれらの意見を踏まえ、12月中に新しい方針を策定する予定です。

保険料を安くできるように、府に求めています！

